

第4節 共同対処基盤の強化

1 情報保全およびサイバーセキュリティ

日米がその能力を十分に発揮できるよう、あらゆるレベルにおける情報共有をさらに強化するために、情報保全やサイバーセキュリティにかかる取組を抜本的に強化することとしている。2024年7月の日米安全保障協議

委員会（日米「2+2」）において、サイバーセキュリティおよび情報保全は同盟の基盤であることを強調し、同盟の抑止力向上のためのサイバー領域における対処力強化に向けた協力の推進を議論した。

2 防衛装備・技術協力

同盟の技術的優位性、相互運用性、即応性、さらには継戦能力を確保するため、先端技術に関する共同分析や共同研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有や強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化にかかる取組など、防衛装備・技術協力を一層強化することとしている。わが国は、日米安保条約や日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・産業基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術供与することとし、1983年、対米武器技術供与取極¹を締結、2006年および2024年には、これに代わる対米武器・武器技術供与取極²を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。加えて、2022年の日米「2+2」にて「共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関する協力にかかる枠組みに関する交換公文」が締結された。わが国は、この交換公文に基づき、新興技術に関する米国との協力を前進させていくこととしている。また、日米両国は、日米装備・技術定期協議（S&TF）などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行って

きた。2023年には、日米両国の技術政策を重点的に議論する防衛装備庁・米国防省（研究・工学担当）定期協議を新たに設置した。

さらに、わが国は、2016年、米国との相互防衛調達取極³を締結し、日米防衛相会談において、両閣僚の間で、相互の防衛調達に関する覚書⁴（RDP MOU）が署名された。これは、日米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置（相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除など）を促進するものである。なお、2021年、同取極や覚書の有効期限が延長されている。

2023年の日米「2+2」や日米防衛相会談では、①共同研究・開発の迅速化⁵や②サプライチェーン協力の強化にかかる枠組み⁶に署名し、③FMS（有償援助）調達の合理化を実現する枠組みの相当な進捗を確認している。

2024年4月に行われた日米首脳会談において、日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）を開催することが発表された。これは、日米装備・技術定期協議（S&TF）を基礎とし、それを発展的に改編するものである。DICASは、日米両国の防衛産業における生産状況を踏まえながら、同協議での議論を通じて共同開発、共同生産および共同維持整備の連携する優先分野を特定し、互惠的かつ長期的に重要な能力の需要を満たすことを目的としている。DICASは同年6月、10月および12月に開催した。

また、日米共通装備品（F-35戦闘機やオスプレイ）の

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文
2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文
3 相互の防衛調達に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文
4 相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国防省と日本国防衛省との間の覚書
5 日本国防衛省とアメリカ合衆国防省との間の研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する了解覚書
6 日本国防衛省とアメリカ合衆国防省との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め

生産・維持整備については、V部1章3節3項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）のとおりである。

□ 参照 V部1章3節1項（防衛装備移転三原則にかかわる制度）、V部1章3節3項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）、資料30（日米共同研究・開発プロジェクト）

第5節 在日米軍の駐留に関する取組

1 在日米軍の駐留

1 在日米軍の駐留の意義

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛や地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。このため、わが国は、日米安保条約に基づいて米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素となっている。

また、安定的な在日米軍の駐留を実現することは、わが国に対する武力攻撃に対して、日米安保条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要である。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。

なお、日米安保条約は、第5条で米国の日本防衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際の平和と安全の維持のため、わが国の施設・区域の使用を米国に認めており、日米両国の義務は同一ではないものの、全体として見れば日米双方の義務のバランスはとられている。

2 在日米軍の駐留に関する枠組み

在日米軍施設・区域や在日米軍の地位に関することは

日米地位協定¹により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域（在日米軍施設・区域）の提供に関すること、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関することなどの定めがある。また、環境補足協定²により、在日米軍に関連する環境の管理のための協力を促進し、軍属補足協定³により、軍属の範囲の明確化などを図っている。

(1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、日米地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法⁴に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行ったうえで、使用権原⁵を取得することとしている。

また、施設・区域の米軍への提供には、例えば、日米共同訓練に際して、米軍が自衛隊の施設を使用する場合など、この協定に基づき、わが国の施設・区域について、一定の期間を限って米軍に使用させているものがある。

(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍が必要とする労働力（労務）は、日米地位協定によりわが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、2024年度末

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法
5 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。